

諸外国における持続可能な発展戦略について

1. 持続可能な発展戦略について

1992年の「環境と開発に関する国際連合会議(通称リオサミット)」で採択されたアジェンダ21において、各国の政府は「持続可能な発展に関する国家戦略(NSSD)」を策定すること、並びに「持続可能な発展に関する国家委員会(NCSD)」を設置することを表明した¹。これを受けて、各国では持続可能な発展に関する戦略の策定、および、持続可能な発展に関する国内組織の設立が行われている。

本資料では、諸外国で策定されている持続可能な発展戦略について、その項目例と策定過程におけるステークホルダー参画のあり方に焦点を当て、概説する²。

2. 持続可能な発展戦略の策定例

(1) 欧州連合

名称: 欧州連合持続可能な発展戦略

(The European Union's Strategy for Sustainable Development)

対象期間 2001年～、2006年改定

基本原則

「環境保護」、「社会的平等と社会的団結」、「経済的繁栄」、「国際社会への責任」を主要目標として掲げ、基本的人権の尊重、民主主義社会の原則、世代内および世代間連帯、ステークホルダー参加等を政策の基本原則として位置づけている。

項目例

主要課題

「気候変動とクリーンエネルギー」、「持続可能な輸送」、「持続可能な消費および生産」、「自然資源の保全および管理」、「公衆衛生および健康の脅威に対する予防」、「ソーシャルインクルージョン、人口問題、移住に関する問題」、「地球規模の貧困、および持続可能な発展に関する課題」等、社会、経済、環境等の幅広い分野にわたる。

知識社会に向けた横断的政策および提案

「教育とトレーニング」、「調査とその内容の発展」

策定主体

欧州連合理事会(Council of European Union)

¹ 1992年リオサミット アジェンダ21 第8章および第23章参照。

² なお、本資料に掲載した事例は、必ずしも上述のアジェンダ21の合意事項との関係が明確でないものも含まれ、また、持続可能な発展戦略を策定している国全てを網羅したものではない。

(2)イギリス

名称:未来を守る UK 政府持続可能な戦略

(Securing the future— The UK Government Sustainable Development Strategy)

対象期間 1999 年～、2005 年改定

基本原則

「持続可能な経済」、「より良いガバナンスの促進」、「確実な科学的根拠の援用」の原則を基礎として、「環境的限界の範囲内での生活」、「強固で、健全で、公正な社会の実現」を目指す。

項目例

優先課題解決のための体制整備

「討議の場の設定やトレーニングプログラムによる意識の向上」、「ステークホルダー参加のための体制整備」、「キャパシティビルディングによるプレイヤーの育成」

優先課題

「持続可能な消費および生産」、「気候変動とエネルギー」、「自然資源保護」、「持続可能なコミュニティ」等を優先課題として設定し、その内容は、社会、経済、環境それぞれに関連する分野に広く及ぶ。

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展委員会 (Sustainable Development Commission: SDC) の関与

・設立:2000 年

・概要

持続可能な発展に関する政策や取組に対する監視の役割を担う独立した政府機関であり、「政府への専門家としての助言活動」、「政府や行政を中心としたアクターへのキャパシティビルディング」、「関連分野の意識啓発やディベートの主催」、「レポートや実績評価による持続可能な発展に関する取組の監視」等を行う。以前に存在した「持続可能な発展に関するラウンドテーブル」、および、「持続可能な発展に関する政府委員会」を前身とし、2000 年に設立された。また、2005 年の持続可能な発展戦略策定に伴い、これら戦略に関する監視役の位置づけも与えられている。

・構成

学术界、科学技術関係、産業界、NGO 等のバックグラウンドを持つ 19 人の委員、および、それをサポートする 46 名の政策専門スタッフから成る。委員の任命は首相が行う。

・ステークホルダー参画の特徴

委員のポストへの応募は誰にでも開かれている(但し、委員になるためには空ポストやステークホルダー配分等の制約をクリアする必要がある)。さらに、委員会の活動に対する意見募集や、オンラインディベートも開催され、関心のある者やステークホルダーが委員会の活動にコミットメントする道は広く開かれている。

(3) フランス

名称: 持続可能な発展国家戦略 (La Stratégie Nationale de Développement Durable)

(National Sustainable Development Strategy)

対象期間 2003 年 ~、2006 年改定

基本原則

持続可能な発展戦略の定義づけおよびその履行における全てのステークホルダーの参画、および、持続可能な発展に対する国家としての統合的アプローチを図ること。

項目例

持続可能な発展のプレイヤーとしての国民参加

「国民の関与による持続可能な発展の概念の明確化」、「信頼性および透明性に優れた情報の提供」、「持続可能な発展に関する環境学習の整備」、「議論への国民参加の促進」

個々の対象分野

「都市部の開発と農村部、自然地域の環境保全」、「気候変動に関する予防原則の実践」、「持続可能な生産および消費」、「企業の ESG およびイノベーション支援」、「公衆衛生の向上、環境汚染の防止」、「地域格差の解消と地域政府の役割」、「財政によるインセンティブ付与、税制の整備」等、その対象分野は、社会、経済、環境それぞれに関連する分野に広く及ぶ。

政府の役割

「政策への持続可能な発展の組み入れ」、「持続可能な発展に関連する分野の調査研究」、「持続可能な発展を促進する行政活動」等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展に関する国家協議会

(Le Conseil National du Développement Durable: CNDD) の関与

・設立: 2003 年

・概要

持続可能な発展に関する政策を支援し、その評価および監視を通じて、持続可能な発展に関する国家戦略をより良いものにしていくことを目的として、首相の下に置かれた組織。主に首相の発意による持続可能な発展に関する課題の検討、関連する法令の草案についての答申、および、独自の提案や勧告を行う。

・構成

地域政府、事業者、労働組合、NGO、消費者、学術関係者等から、持続可能な発展に関する分野の経験および専門能力等を考慮した上で、首相により 90 名の委員が任命される。

・ステークホルダー参画の特徴

年四回開催される総会は、市民団体の代表や持続可能な発展に関連する団体の代表等、各課題に応じたステークホルダーに向けて開かれている。

(4)ドイツ

名称:ドイツの展望 私達の持続可能な発展に関する戦略

(Perspektiven für Deutschland

— Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung)

(Perspectives for German — Our strategy for Sustainable Development)

対象期間 2002年～、2005年見直し、2008年秋改訂予定³

基本原則

「世代間公平」、「生活の質」、「社会的連帯」、「国際的責任」、「持続可能性の行動規則」を基本のモチーフとして掲げる。特徴的な項目として、「国家の借金」、「未来への経済的備え」、「教育」、「雇用」、「家族」、「外国人同胞の統合」といった、社会問題に関わるものが含まれている。

項目例

社会的プロセスとしての戦略策定

「多様なステークホルダーの役割認識と参加」、「各主体間の協力関係の発展」等

持続可能な発展の重点課題

「エネルギーの効率的な利用 気候変動の防止」、「(社会的)流動性の確保 環境の保護」、「健全な生産、消費 健全な食物」、「人口動態への対応」、「教育と高等学校の改革」、「革新的な企業 実りある経済」、「土地資源の過剰利用の抑止」等

その他、国際社会における役割、戦略の評価方法等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展のための協議会(Rat für Nachhaltige Entwicklung: RNE)の関与

・設立:2001年(2007年に再承認)

・概要

持続可能な発展に関する政策や取組のサポート、および、持続可能な発展に関する議論を公の場において活発化させることを目的に設立された首相の諮問機関。持続可能な発展に関するマルチステークホルダーフォーラムの開催、政府の政策に対するレポートおよび評価活動等を行う。

・構成

地域政府、事業者、労働組合、環境団体、メディア、教会等の代表から、首相により14名が任命される。

・ステークホルダー参画の特徴

協議会自体に委員以外のステークホルダーが自由に参加できるというような方式は見当たらないが、マルチステークホルダーフォーラムの開催や、ある特定課題におけるステークホルダー意見交換会の開催を積極的に行う等して、持続可能な発展に関連するさまざまなテーマについての議論の場を提供することにより、ステークホルダー参加の機会を確保する。

³ 現在、秋に予定されている戦略の改訂についての意見募集を行い、協議を進めている最中である。

(5) ベルギー

名称: 連邦政府持続可能な発展の計画 2004-2008 年版

(Plan fédéral de développement durable 2004-2008)

(Federal Sustainable Development Plan 2004-2008)

対象期間 2000 年～、2004 年改訂

基本原則

「全ての国が認識すべき共通の責任、とりわけ先進国が認識すべき先導的役割」、「世代内および世代間の公平」、「政策決定における経済、社会、環境的側面の統合」、「環境に重大な影響を及ぼす分野での予防性原則の適用」、「全てのステークホルダーの意思決定、および、履行段階での参加」等を重要な原則として掲げる。

項目例

「貧困の撲滅とソーシャルインクルージョンの課題」、「人口高齢化社会への対応」、「公衆衛生における被害予防」、「より責任ある自然資源利用」、「気候変動課題とクリーンエネルギーの積極的使用」、「輸送システムの改善」、「生物多様性」等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展のための連邦協議会 (Federale Raad voor Duurzame Ontwikkeling - Conseil Fédéral du Développement Durable: FRDO-CFDD) の関与

・設立: 1997 年

・概要

Agenda 21 や気候変動枠組条約等、国際的合意の履行を主な目的として設置された機関であり、連邦政府および地方政府の持続可能な発展に関する政策に対する助言、および、持続可能な発展に関連した独自のイニシアティブ等を行う。1993 年以來の「持続可能な発展に関する国家協議会」の継続的機関として、「持続可能な発展に関する連邦政策の調整に関する法律 (Loi du 5 mai 1997 relative à la coordination de la politique fédérale de développement durable)」によって設立された。

・構成

社会団体、環境団等の各種団体、消費者組合、労働組合、事業者連合、エネルギー産業、学者等の代表から成る。また、連邦政府および地域政府代表や、環境、社会経済助言機関等の派遣員も参加するが、彼らは意見表明権のみを有する。

・ステークホルダー参画の特徴

助言機関としての役割以外に、シンポジウムの開催等による持続可能な発展に関する議論を高めるフォーラムとしての位置づけも与えられている。政府代表や各社会団体の代表は、そこで自らの意見を表明することができ、その意見等は協議会の助言活動の中に組み込まれていくことになっている。また、「連邦政府持続可能な発展計画」の策定過程においては、政府草案に対する意見募集、議論の場の設定等、サポート機関として幅広い役割を果たし、戦略策定におけるステークホルダー参加の機会を提供した(上記、1997 年の法律では計画の策定過程における市民参加を義務として定めている。)

(6) フィンランド

名称: 持続可能な選択に向けて 国家的にも世界的にも持続可能なフィンランド

(Towards sustainable choices — A nationally and globally sustainable Finland)

対象期間 2006年～2030年(評価は2年毎に行う)

基本原則

安全で、かつ、環境に対して責任ある全ての人々が参加する多様性のある社会における、持続可能な幸福を作り出すことを基本的なビジョンとし、「経済、環境、社会、文化的側面の相互関係」、「世代を超えた長期的な政策」、「世界、国家、地域政策の調和」、「科学的根拠に基づくアプローチ」、「人的資源の強化および機会平等の確保」等の基本原則を掲げる。

項目例

「自然資源の使用と保護のバランス」...気候変動、生物多様性 等

「持続可能な地域システムによる持続可能なコミュニティ」...農村地域の活況、輸送システム 等

「ライフサイクル全般における幸福」...社会保障、雇用、世代間連帯、

ソーシャルインクルージョン、多文化的国家 等

「持続可能な発展のセーフガードとしての経済」...福祉国家、情報国家、競争力のある国家 等

「持続可能な選択のための支援」...教育支援、イノベーション 等

ステークホルダー参画の特徴

持続可能な発展に関する国家委員会

(Finnish National Commission on Sustainable Development)の関与

・設立: 1993年

・概要

フィンランドにおける持続可能な発展政策を促進するため、政府によって設立された組織。多様なステークホルダーが持続可能性に関する考え、目標、取組を提供し、議論に参加できるフォーラムとして機能、特に、「持続可能な発展戦略」の策定準備から承認に至る過程で積極的な役割を果たす。

・構成

閣僚が国民委員会を主催し、議会、地方政府を含む行政機関、産業界、労働組合、NGO、メディア、教会の代表が参加する。また、教育小委員会及び地域における持続可能な発展小委員会が設置されている。

・ステークホルダー参画の特徴

FNCSD が 2001 年に立ち上げた「持続可能な発展に関する協働プログラム」では、企業、政府、研究機関、都市、NGO 等の様々なステークホルダーが参加し、持続可能な発展に関する自らの行動についてのコミットメントを表明した。そこでの成果は、現在の取組の改善やパートナーシップ組織同士の非公式な合意、協働プロジェクト、経験の共有など様々である。また、上記の持続可能な発展国家戦略の策定にあたっては、広範なステークホルダーが参加する戦略策定グループを立ち上げ、草案の作成段階からステークホルダーの参加を積極的に担保した。

